

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 27日

福岡県知事
服部 誠太郎 殿

提出者

住 所 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1
東芝福岡ビル15階

氏 名 ピーエス・コンストラクション株式会社九州支店
[REDACTED]
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 092-739-7001

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

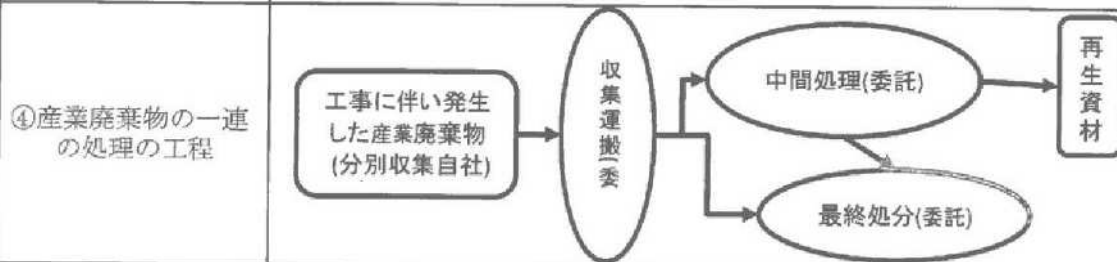
事業場の名称 ピーエス・コンストラクション株式会社 九州支店

事業場の所在地 福岡県内事業場

計画期間 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 16,197百万円 (九州支店)
③従業員数	九州支店 184名



(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 廃棄物処理・リサイクル管理体制図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・発注時の精算制度を上げ、余剰資材を低減する ・再生資源利用促進 ・発生段階から分別を徹底し、建設混合廃棄物の発生を低減する 			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙、2025年度 九州支店建設リサイクル推進計画の通り			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別解体等の徹底 ・解体・改修工事の開始前に既存構造物の付着物等の調査を十分に行い、有害物質の分別と適正処理の徹底
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>別紙、2025年度 九州支店建設リサイクル推進計画の通り</p>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託する処理施設の適正処理状況を確認 ・可能な限り、優良産廃処理業者を採用する		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙、2025年度九州支店建設リサイクル推進計画の通り			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理・リサイクル管理体制図

管理体制

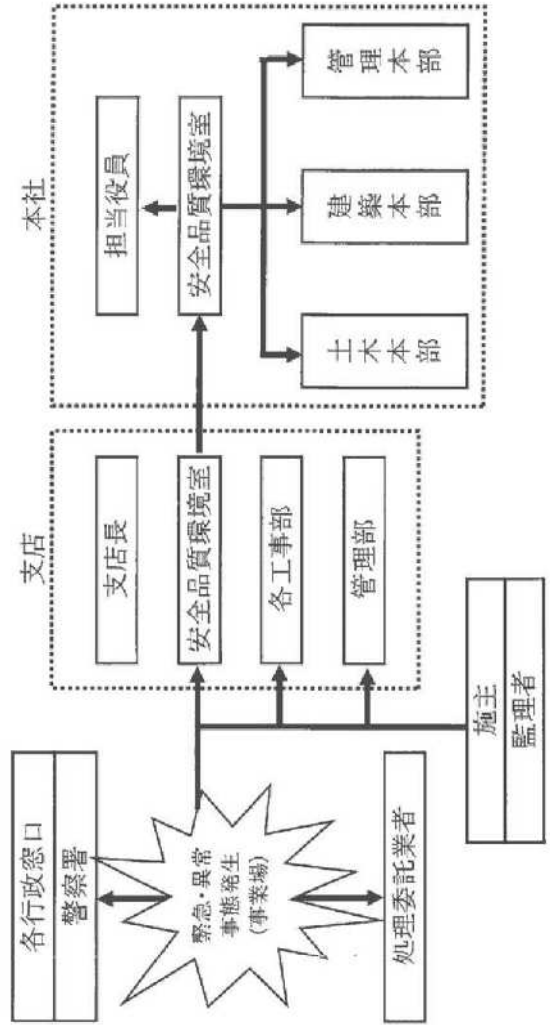


役割分担表

項目	支店長	処理委員会	工事部長	工事作業所		安全品質環境室
				作業所長・主任	担当	
統括責任	◎					
計画の立案と計画書の作成	○	○	○	○		◎
多量排出事業者計画書(報告書)作成・提出	○	○	○	○		◎
指導と教育		○	◎	○		○
法令及び条例等の把握と周知		○	◎	◎		○
処理計画と対策の指導			◎	○		
業者の調査			◎	○		○
業者の選定			◎	○		○
委託契約の締結	◎		○	○		○
情報の収集と提供			○	○		◎
発生量の予測			○	◎		
処理責任			○	◎		
作業所処理体制の整備			○	◎		
作業所への処理指導			◎	○		○
実績の把握と本社への報告			○	○		◎
監督官庁への届出と報告			○	○		◎
マネIFESTの購入と配付			○	○		◎
マネIFESTの発行と回収			○	◎		
処理状況の確認			○	◎		
パトロール		◎	○	○		○
工事竣工後の書類保管			◎	○		○

◎ 主管部署
○ 参画部署

緊急・異常時連絡体制



2025年度 九州支店 建設リサイクル推進計画



1.会社基本方針 『3R(リデュース:発生抑制、リユース:再利用、リサイクル:再生利用)の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が適正・有効に利用・処分される循環型社会を構築する』の理念に基づき、重点目標を定め積極的に取り組み、環境保全に貢献する。

2.重点目標 [1] 国連で採択された取り組みである「持続可能な開発目標(SDGs)」のターゲットの一つである「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅削減すること」に基づき、廃棄物の発生抑制、再資源化、再生利用を徹底する。具体的には、再資源化率・削減率について、国交省「建設リサイクル推進計画2020」建設廃棄物対象項目等を参考に目標値を定め、達成を目指す。

3.重点施策 [1] 建設廃棄物の発生抑制となる工法等の採用推進、計画の策定と管理の実施

[2] 分別解体等の徹底及び再資源化率・削減率の向上と維持

[3] 関係法令・条例等の遵守による建設廃棄物適正処理の徹底

[4] 土壌汚染・水質汚染等の環境汚染対策推進

()内は、最終処分量を示す

4.建設リサイクル スローガン
「それはゴミ? 意識を変えれば大事な資源 徹底しよう 現場の分別」

前年度発生量実績(t)		期間:R5-04-01 ~ R6-03-31		2025年度 重点施策項目に対する評価基準		
廃棄物全体	6,483	ガラス・陶器	64.8(45.7)	がれき類	49.4(21.4)	A評価: 実施項目がほぼ達成されており今後も現状を維持する
コンクリート塊	1726.2(14.2)	珪石質	165.7(22.9)	廃プラスチック	242.2(108.9)	B評価: 実施されている内容に多少の問題が見られ一部改善が今後必要である
アスコン塊	1236(0.4)	建設汚泥	2598.2(0.0)	建設木材	353.9(80.7)	C評価: 実施項目の未実施 又は大きく逸脱しており改善が早急に必要である
				混合廃棄物	45.2(24.1)	

5.2025年度 九州支店 建設リサイクル推進計画表

重点施策項目	実施項目	達成目標	実施確認者	年度スケジュール												実施上の留意点	評価基準	実施確認方法	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
[1] 建設廃棄物の発生抑制となる工法等の採用推進、計画の策定と管理の実施	① 顧客要求事項及び法的要求事項等に基づき、当該工事に適した施工計画(品質計画書、施工計画書等)を立案し、実施する。	その都度必要に応じて実施	工事部署長 営業部署長 工務部署長 設計部署長 購買GL														各部署にて積極的な採用 ・計画・設計段階での採用状況 ・検査実施状況	—	・採用工法の実施運用状況 ・検査記録 ・原簿
	② 定められた検査(受け入れ検査、工程内検査等)を確実に実施し、不具合発生に起因する廃棄物の発生量増加を防止する。																		
	③ 資材注文時の積算精度を上げることで、余剰となり廃棄する不要材を低減する。																		
[2] 分別解体等の徹底及び再資源化率・削減率の向上と維持	(1) 分別解体等の徹底	該当作業所 100%	工事部署長 作業所長 安全PT班員														・廃棄物集積場に廃棄物の種類表示と管理番号の掲示 ・協力会社関係者や関係業者に対し分別の種類や方法について周知を図ること ・アスベストに関する事前調査とその結果の記録並びに掲示の徹底	コンクリート・アスコンの再資源化率 A評価: 99%以上 B評価: 95~99% C評価: 95%以下	・分別状況の確認 ・再生資源利用計画書 ・再生資源利用促進計画書 ・特別管理産業廃棄物の処理委託契約
	① 処理計画の策定(産業廃棄物処理計画書、再生資源利用(促進)計画書等、分別解体等の計画等)、分別ヤードの拡充、分かり易い分別品目の表示等の見える化を促進する。																		
	② 発生段階から分別を徹底し、建設混合廃棄物の発生量を低減することで、再資源化・削減率の向上及び建設混合廃棄物の排出量を低減する。																		
	③ 解体および改修工事の開始前に既存構造物の付着物の調査を十分に行い、記録を残すと共に、アスベスト・水銀・PCB等の有害物の分別と、適正処理を徹底する。																		
	④ 委託処理に際しては、広域認定制度(石膏ボード等、廃棄物処理法上の処分許可を不要とする特別制度)等の活用をはじめ、リサイクルルート(不要となったものをもう一度資源に戻す仕組み)の確保に留意して実施する(適正処理を優先する)。	状況に応じて実施																	
	(2) 分別解体等の徹底及び再資源化率の向上のための施策を以下に示す。	各塊は99%															再資源化・削減率 A評価: 96%以上 B評価: 92~96% C評価: 92%以下	・実施状況を四半期毎に把握 ・PM産廃システム記録	
	① アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊については、再資源化率の維持																		
	② 建設発生木材については、引続き再資源化率の維持・向上を目指す		97%以上																
	③ 建設汚泥は年度によってばらつきはあるが、国交省目標値に合わせる		95%以上																
	④ 当社実績を踏まえ、建設混合廃棄物量/全廃棄物発生量を決定する。		3.0%以下(重量比)																
⑤ 再資源化・削減率の向上を目指す。	98%以上(重量比)																		
[3] 関係法令・条例の遵守による建設廃棄物適正処理の徹底	(1) 関係法令・条例の遵守(地域・近隣協定、構内規約等を含む)	全作業所	工事部署長 作業所長 安全PT班員 安全品質推進室・作業所長														・法令改正事項についての教育記録があるか ・順守評価が作成されているか	A評価: 適切に実施 B評価: 改善が必要 C評価: 未実施	・有資格者配置 ・教育記録
	① 関係法令改正時、内容の理解・周知、施行後は遵守の徹底。																		
	② 着工前に当該地域の条例調査、また内容理解し遵守する。条例は自治体の事情特有の追加要求や適用範囲の拡大の有無へ十分注意する。																		
	③ 確実な順守を目的とし、社員及び協力会社への教育を実施する。																		
	(2) 以下の委託基準を遵守することで、適正処理を徹底する。	全作業所	工事部署長 作業所長 安全品質推進室														・排出事業者としての責任と役割の理解 ・処理計画の要件と委託処理契約内容の整合性 ・廃棄物処理施設毎に運搬追跡調査の実施と記録の保存	A評価: 適切に実施 B評価: 改善が必要 C評価: 未実施	・契約予定先カタログ、パンフレット ・ホームページの閲覧記録 ・事前調査確認の記録(優良事業所や同一年度内に他現場等で確認記録があれば不要とする) ・追跡調査実施記録(写真) ・B票返送受取後、処分場確認記録
	① 産業廃棄物処理業許可に適合した産業処理業者との委託契約																		
	② 処理状況の事前確認(現地及び書類)																		
	③ 要件を満たした書面による委託契約締結(収集運搬、処理それぞれに契約)			該当時 100%															
	④ 特別管理産業廃棄物の内容に関する事前通知																		
	⑤ 現場から産廃物処理施設までの運搬追跡調査を、必要に応じた頻度で実施し、現地確認調査も含めて写真を含めて記録に残す。	全作業所	工事部署長 作業所長 安全品質推進室																
	⑥ B票返送受取後、中間処理場・最終処分場には1回は確認に行き、記録に残す。																		
	(3) 廃棄物処理・リサイクル業務について集合教育等を実施し、必要な知識の定着と拡充を図る。	集合教育 年1回	安全品質推進室																
(4) 電子マニフェストは各場所の状況に応じ導入を推進する。	随時必要に応じて																		
(5) 支店への報告をPM産廃システムにより行い、排出量、有価物量、建設発生土量等は適切に入力するとともに実績を確認する。	毎月 全作業所	作業所長																	
(6) PM産廃システムのデータ維持管理を適切に行う。																			
(7) 可能な限り、優良産廃処理業者を採用する。(環境省HP参照)																			
(8) 必要に応じ、発注者や監督官等と交えて協議を行い、得られた個別の指導等に従い、施工・処理を実施する。	随時状況に応じて	工事部署長 作業所長																	
[4] 土壌汚染対策業務等の推進	① 土壌汚染調査、浄化工事、土壌改良工事等の当社の従来業務を促進し、環境保全に貢献する。	随時状況に応じて	全部署																